

# 令和6年度 児童クラブ入室申込みについて

令和6年4月1日から市立児童クラブに入室を希望される児童の申込み受付を、次のとおり行います。現在入室中の児童が入室を希望する場合も、再申請が必要となります。

## 1 申込み期間

**第1希望の児童クラブへ、児童の保護者が、直接、申込書類を提出してください。**お申込みの際、状況の聞き取りを行います。

	受付期間	受付時間	結果の発送
一次審査	令和5年11月15日(水)から 令和5年11月30日(木)まで	<b>児童館内のクラブ</b> ・平日の9時から14時まで ・土曜日の9時から18時まで  <b>小学校内のクラブ(江南北、江南南クラブ含む)</b> ・平日の12時30分から14時まで ・土曜日の9時から15時まで	令和6年 2月上旬頃
二次審査 ※2	令和5年12月8日(金)から 令和6年1月31日(水)まで	各児童クラブの開室時間内	令和6年 3月上旬頃

※1 記載の時間外に申込みを希望される場合は、各児童クラブに事前に連絡のうえ、御相談ください（開室時間中は、対応可能な場合もあります。）。

※2 二次審査は、受入れ可能人数に空きがある場合や、辞退等で空きが生じた場合に、追加の受入れを行うものです。

## 2 申込みに必要となる書類

※(3)、(5)は2人目（兄弟）以降コピー可

	必要書類	備考
(1)	児童クラブ入室申込書	
(2)	児童調査票	
(3)	入室申請時チェックシート	
(4)	入室を希望する児童に疾病や障害等がある場合は、 <b>診断書や手帳の写し</b>	診断書等により保育の必要性を審査し、優先順位が高くなる場合があります。
(5)	<b>保護者及び18歳以上65歳未満の方の保育ができないことを証明する書類</b> ※1、※2	令和6年4月時点の状況を証明する書類を、提出してください。

※1 保護者の方は、必ず(5)の提出が必要です。また、以下の①～④に該当する18歳以上65歳未満の方も、原則として(5)を提出してください（保護者以外の方は、(5)の提出が無い場合でも申請を受け付けますが、提出期限内に提出がない場合、優先順位が低くなります。）。

- ① 同居の方（世帯分離している場合も、提出をお願いいたします。）
- ② 同一敷地内の別棟に住んでいる方
- ③ 隣接地に住んでいる方
- ④ 自宅以外を下校場所として指定校変更を行っている場合に、下校場所に住んでいる方

※2 保育ができないことを証明する書類は、以下のとおりです。詳細は、「児童クラブのしおり」を、御確認ください。

- ① 仕事のため保育ができない方…「就労証明書」（不定期勤務の方はシフト表を添付）
- ② 仕事以外の理由で保育ができない方…「申立書」＋「証明書類」

### 3 入室対象となる児童

条件		
(1)	小学校1年生から6年生であること。	
(2)	昼間、保護者が、就労、疾病、出産、障害、介護・看護、就学、被災、求職中等で保育ができないこと。	
(3)	保護者が就労している場合	<b>小学校1～3年生の場合</b> <b>14時30分以後に保護者が不在の日が、月曜から土曜の間に週3日(月12日)以上あること。※1</b>
		<b>小学校4～6年生の場合</b> <b>15時30分以後に保護者が不在の日が、月曜から土曜の間に週3日(月12日)以上あること。</b>
	保護者が就労以外の場合	申立書及び添付書類において、保育が困難であることが確認できること。

※1 新1年生は、入学当初（4～5月頃）半日授業等が多いため、授業終了後に保育ができない方（14時30分前に勤務が終了する方）も対象となります。なお、入室期間は5月末日までとなります。

### 4 入室者の決定

- 提出いただいた申込書類をもとに入室審査を行い、保育の必要性の高い方から入室者を決定いたします。入室決定は、申込み順ではありません。
- 小学校区内に複数の児童クラブがある場合は、1人でも多くの児童をお預かりできるように、各クラブで入室者数の調整を行い、入室クラブを決定いたします。特に、新1年生はより多くの支援が必要となるため、申し込み状況に応じて、第1希望にかかわらず入室するクラブを調整させていただくことがあります。そのため、その他希望するクラブの御記入をお願いいたします。記入がない場合は、保留（待機）となることもございますので、あらかじめ御了承ください。
- 審査の結果、定員等により児童クラブに入室できない場合や、第1希望のクラブに入室できない場合がありますので、御了承ください。

### 5 よくある御質問等

- 保護者が育児休業中の場合について  
令和6年4～5月中に育児休業から復帰される方は、4月1日の申込対象となります。なお、児童クラブを利用いただけるのは、職場復帰後からとなります（4月1日から児童クラブにおいて籍を確保いたします。5月以降に育児休業から復帰される場合、4月中は入室いただきますようお願いいたします。入室説明会等の際に、児童クラブ職員にお申し出ください。  
令和6年6月以降に復帰される方は、令和6年4月以降にお申込みください。
- 転居予定の場合について  
令和6年4月時点の小学校区で、申込みが可能です。御希望の児童クラブに、直接お申し込みください（転居等の手続きをしていなくても、申込み可能です。  
なお、児童クラブ入室申込書の住所欄は、転居後の住所を御記入ください。また、欄外に現在の住所（結果の郵送先住所）、転居予定日を御記入ください。
- 4月までに状況が変わる場合について  
入室申込み時点（11月）から入室（4月）までの間に、勤務先や世帯構成等が変わる予定の方については、令和6年4月現在の状況でお申込みください。
- 小学校区に複数の児童クラブがある場合の違いについて  
公立の児童クラブは、すべて運営方法（開室時間や料金等）は同じです。児童クラブの場所や施設の状況、実施する行事等の違いがございますので、必要に応じて見学等を行っていただき、お申込みいただくクラブをお決めください。
- 長期休業（夏休み）等の申込みについて  
長期休業期間の御利用を希望される方の申込み締切は以下のとおりです。締切日は毎年異なりますので、詳細は保育課、各児童クラブにお問い合わせください（現在は受付けておりませんので、お申込みはできません）。  
●夏休み…6月中旬ごろ ●冬休み…11月中旬ごろ ●学年末・春休み…2月中旬ごろ